

平成19年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

政策調整部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
広報課	ホームページ運営委託	動画コンテンツ配信	平成19年4月1日	びわ湖放送(株)	6,665,400	・放送コンテンツの著作権をびわ湖放送(株)が保有しているため。	2号	3イ
広報課	ラジオ放送委託	滋賀プラスワンFM番組制作・放送	平成19年4月2日	(株)エフエム滋賀	5,497,800	・県全域をカバーする唯一のFM放送局であるため。	2号	3イ
広報課	テレビ放送委託	手話タイムプラスワン番組制作・放送	平成19年4月2日	びわ湖放送(株)	16,884,000	・県全域をカバーし、所定の経費で番組制作が可能な唯一の民間テレビ放送局であるため。	2号	3イ
広報課	テレビ放送委託	県政テレビプラスワン番組制作・放送委託	平成19年4月2日	びわ湖放送(株)	130,032,000	・県全域をカバーし、所定の経費で番組制作が可能な唯一の民間テレビ放送局であるため。	2号	3イ
広報課	広報誌企画編集委託	広報誌企画編集	平成19年4月11日	(株)高速オフセット	32,554,200	・企画コンペ審査会で最優秀と認められた者と契約するため。	2号	4
地域振興課	都市と地方の交流居住・移住促進業務委託	・情報発信ツールの構築 ・モニターツアーの企画、実施 ・地域における受入れ体制づくり ・都市と地方の交流居住・移住を促進するための方策提案	平成19年6月1日	公立大学法人滋賀県立大学	5,082,000	・滋賀県立大学「地域づくり調査研究センター」は、旧(財)滋賀総合研究所の機能を引き継ぎ、県内の地域づくりに関する業務実績が豊富であり、業務区域の実情を熟知する唯一の者である。さらに、本業務は当センターが運営する学生プロジェクトと連携して実施するものであるため。	2号	3イ
地域振興課	地価調査等委託	県内407基準地の鑑定評価および地価動向集計分析	平成19年4月2日	(社)滋賀県不動産鑑定士協会	30,999,990	・国土利用計画法施行令第9条により「都道府県知事は(中略)選定された画地につき、毎年1回不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の鑑定評価を求め、ものと定められており、不動産鑑定士で構成する団体は同協会のみであるため。	2号	1
地域振興課	土地取引規制基礎調査委託	登記簿調査等による土地取引動向等の集計分析	平成19年4月2日	(社)滋賀県不動産鑑定士協会	5,090,400	・国土利用計画法および県内土地価格の形成要因・価格水準等を熟知し、不動産鑑定評価についての専門的知識を有することが不可欠であり、このような知識を有する機関は同協会のみであるため。	2号	3イ
男女共同参画センター	情報収集発信等業務委託	情報の収集・発信業務、貸し館業務	平成19年4月1日	滋賀県男女共同参画推進協議会	11,196,150	・男女共同参画推進を目的に、活動団体のネットワーク組織として設立された県内唯一の団体。 ・男女共同参画に関する知識や理解が深く、豊富な事業経験を有するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた情報の収集や発信が担える唯一の団体。	2号	3イ